

那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第1期）

1 概要

当市における農業集落排水処理施設事業運営につきましては、当該区域の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、施設内機械設備等の老朽化に伴う更新時期の到来による更新費用の発生や施設維持管理費の増加が見込まれ、経営環境につきましては、より厳しい状況となっています。

現在市内には、農業集落排水の7つの区域（戸崎、西木倉、門部、神崎額田、戸多北部、鴻巣、酒出（表1 各施設の現状））に処理施設があり、そのうち5施設（戸崎、西木倉、門部、神崎額田、戸多北部）においては、供用開始から20年以上が経過し、施設内機械設備等の更新時期を迎え、また、簡易的な修繕や電気使用料をはじめとした施設維持管理費が増加していることから、処理施設の維持が喫緊の課題となっています。

そのため、継続的な農業集落排水事業を進める指針となる最適整備構想を作成する一方、7つの処理施設それぞれについて、持続可能な事業運営確保のため、処理施設内機械設備の更新費用（維持管理費を含む）と公共下水道への統合（農業集落排水を公共下水道（流域）へ接続し、処理施設の機能を流域下水道に移すこと）費用（維持管理費を含む）とを比較することで、農業集落排水の施設更新を行うか、公共下水道への統合を行うかの検討を行った結果、市内にある7つの処理施設すべてにおいて、機械設備等の更新を行うよりも公共下水道への統合を行う方が、費用的に有利との結果となりました。

これらのことから、農業集落排水施設の公共下水道統合を目的に、那珂市污水处理施設統合（広域化）計画を策定するものです。

表1 各施設の現状

施設名称	供用開始	供用開始からの 経過年数 (R7 年度末現在)	現状
戸崎	H 6	3 2 年	施設内機械設備の更新時期を迎え、簡易的な修繕費等の維持管理費が増加。
西木倉	H 8	3 0 年	施設内機械設備の更新時期を迎え、簡易的な修繕費等の維持管理費が増加。
門部	H 1 0	2 8 年	施設内機械設備の更新時期を迎え、簡易的な修繕費等の維持管理費が増加。
神崎額田	H 1 5	2 3 年	施設内機械設備の更新時期を迎え、また接続人口が多いことから、簡易的な修繕費等の維持管理費が特に増加。
戸多北部	H 1 6	2 2 年	令和元年度に水害被災し、全面改修済（更新同等処置）。
鴻巣	H 2 2 (H 2 7)	1 6 年 (1 1 年)	接続人口が多い。供用開始時期が2 期に別れている。起債償還等の期間を鑑み、広域化については、対象外とする。
酒出	R 2	6 年	起債償還等の期間を鑑み、広域化については、対象外とする。

○ 施設内機械設備の更新について

機械設備の償却期間を20年と設定し、それ以降に「簡易修繕を行うことで、施設の状況を鑑みながら更新時期の決定をする」としていたため、これまで機械設備の更新は行っていませんでした。

2 汚水処理施設統合方針

(1) 統合指針

茨城県が、令和5年3月に示した「茨城県汚水処理施設の統廃合に関する留意点（現行版は、令和6年10月改訂版）」を統合指針とします。

また統合先となる公共下水道事業において、全体計画や事業計画の変更を行うことが必要となることから、個々の施設において広域接続を計画するのではなく、経費の節減を踏まえ、期限を区切り、ある程度施設をまとめて公共下水道への広域接続の計画を検討します。

(2) 国庫補助金の返還

広域化・共同化を行う従前の施設において、国庫補助金の交付を受けている施設（建物）を廃止（目的外利用を含む）するには、交付から20年を経過していない場合には、国庫補助金の返還が必要となります。そのため、国庫補助金の返還期限を経過した施設を対象とします。

(3) 企業債償還の返還

広域化・共同化を行う従前の施設において、企業債を借り入れている施設（建物・管きょ）を廃止（目的外利用を含む）又は公共下水道事業に転用をするには、供用開始時には、企業債借入額を全額返還していることが必要となります。そのため、供用開始時に、企業債償還が完了している施設を対象とします。

3 区域の設定

(1) 公共下水道事業全体計画への適用

農業集落排水を公共下水道へ接続するためには、公共下水道全体計画区域とする必要があります。

(2) 農業集落排水から公共下水道となる区域の設定方針

農業集落排水が参加型方式による整備であることから、農業集落排水処理施設事業採択区域内の宅地等（宅地及びその宅地と同一敷地とされた土地）の中には、所有者本人の希望により農業集落排水に参加していない宅地等との扱いになっている宅地等があります。

そのため公共下水道全体計画区域とする区域については、農業集落排水に参加している宅地（公共桧が既に設置されている宅地）とします。

ただし、新たに公共下水道への設置を希望する宅地については、公共下水道全体計画区域に含めるかの検討を行います。

4 農業集落排水を公共下水道へ統合するにあたっての懸案事項

(1) 下水道使用料

下水道使用料の算出方法については、公共下水道、農業集落排水において、計算方法等に変更は無いことから、下水道使用料について、影響はありません。

(2) 下水道への接続（現参加者）

農業集落排水事業については、接続を希望する方のみが参加する事業（参加型方式）であり、現参加者は、既に公共柵設置が済んでいることから、下水道への接続について、影響はありません。

(3) 新たに公共下水道に接続を希望する宅地の取扱い

新たに公共下水道への接続が可能とされた宅地については、公共下水道に関する条例等により手続きを行い、受益者負担金を賦課徴収します。

(4) 受益者分担金に含まれる建物件数

公共下水道の供用開始日以降、これまでの受益者分担金1件分に含まれる建物件数等については、建物1件 500㎡までとし、建物等を追加して公共下水道に接続する場合には、公共下水道の条例等により手続きを行います。

(5) 処理施設維持管理組合

それぞれの処理施設には、当該施設の維持管理組合があります。廃止になる処理施設を担当する維持管理組合については、組合設立の目的完了となり、解散となります。

このことについては、当該組合に説明します。

5 統合実施（案）

（１） 広域化スケジュール策定の要旨

平成31年度から令和2年度に行った最適整備構想計画の結果、補助金返還の有無、企業債償還の時期、現況（経過年数、接続人口等）を踏まえ、施設の優先順位を設定します。

「茨城県 污水处理施設の統廃合に関する留意点」P16～P24を統合指針とし、スケジュールを策定します。

広域化にかかる工事費を年1億円程度に平準化します。

事業期間を、令和9年度から令和18年度の10年間とし、施工順位を定め、施設完成後には、順次供用を開始し、最後の施設を令和18年4月1日に供用開始するとします。

（２） 第1期計画

公共下水道の事業計画変更等が必要であることから、戸崎、西木倉、門部及び神崎額田の4施設を第1期計画とします。

表3 污水处理施設統合方針（第1期）4処理施設の状況

処理施設 名 称	供用開始 (年度)	接続人口 (人)	施工予定距離 (m)
戸崎	H6	945	1,101
西木倉	H8	407	1,623
門部	H10	512	387
神崎額田	H15	1,852	460

（３） 第2期計画

戸多北部、鴻巣及び酒出については、第2期計画として、令和20年度以降に再度、統合の検討をします。

(4) 汚水処理施設統合スケジュール (案)

年度	全体	戸崎	西木倉	神崎額田	門部
R 8	統合指針の策定				
R 9	市全体計画の変更				
R 1 0	市事業計画の変更				
R 1 1		実施設計	実施設計	実施設計	実施設計
R 1 2		工事			
R 1 3		工事			
R 1 4		供用開始 残工事	工事		
R 1 5			工事	工事	
R 1 6			供用開始 (第1期) 工事	供用開始 残工事	
R 1 7			工事		工事
R 1 8			供用開始 (第2期) 残工事		供用開始 残工事

※ 供用開始後、残工事として、施設内・外の撤去工事が必要になります。

※ 各施設の工事の時期については、実施設計を踏まえ再検討します。

(5) 公共下水道への統合後の施設の取扱い

公共下水道への統合後の各処理施設の建物については、必要に応じ、流域への汚泥流量調整貯留槽やポンプ施設などとして使うほか、下水道事業における書類や物品等の倉庫として使うことを検討しています。

6 今年度の予定

～ 10月 下水道事業審議会による審議

・那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第1期）（案）

11月 庁議

・那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第1期）（案）

12月 全員協議会

・那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第1期）報告

3月 市民説明会の開催

・那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第1期）